

審 第 1 9 8 8 号

答 申 第 5 7 9 号

令和4年10月18日

千葉県公安委員会

委員長 秋 口 守 國 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年9月9日付け公委（市原警）発第3号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1130号

令和2年6月29日付けで審査請求人から提起された、令和2年6月25日付け市原警発第94号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年6月10日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「R2.5.12付市土管第571号「〇〇〇〇地先交差点改良計画の意見紹介の添付書類の誤記を指摘した書類」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、〇〇〇〇地先交差点改良計画について（副申）（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、令和2年6月25日付け市原警発第94号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同月29日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「令和2年6月25日付け市原警発第94号行政文書部分開示決定通知書の部分開示とした処分を取消す。」との審決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 開示請求した行政文書ではない。

(2) 『令和2年5月12日付市土管第571号「〇〇〇〇地先交差点改良計画」について

て（照会）』を公安委員会に同意させるため、虚偽記載を故意に放置し、上記1の処分をした。（上記1には虚偽記載があった。）

3 反論書の要旨

(1) 事案に隠された不法行為について

ア 「千葉県公安委員会の権限に属する事務に関する規定」の違法について

(ア) 同規定は、千葉県公安委員会の権限の一部を千葉県警察本部の職員（本部長・部長・課長・警察署長）に専決処分させるもので事務委任の規定ではない。

(イ) 法令や県条例で千葉県公安委員会の権限でなく千葉県警察本部長の権限とするには、国会や千葉県議会が法改正（県条例改正含む。）をしなければならないのは明らかである。

(ウ) 千葉県警察本部職員が専決できることは、違法行為のモミ消シや許可されないものが許可することを可能とすることから認められない。

イ 市原市長は令和2年5月12日付市土管第571号で道路法95条の2による交差点協議について千葉県公安委員会へ、同交差点の現在の交通量を、千葉県が過去に実施した違う場所の交通量の数字とした根拠のない虚偽公文書を提出した。この書類は市原警察署経由で県警察本部交通規制課へ提出された。警察では司法と行政が行なわれているが、司法の縦割りが行政でも縦割りとなっていて、警察署でおかしいと気付いても県警本部に言えないとされる県警本部職員の職権濫用がある。

ウ 県警本部交通規制課長は、専決できるとして、上記イを承知しながら、同意する旨の回答を令和2年6月19日付公委（交規）第77号でした。この同意については、「現在での案とする。」とか「公安委員会の意思決定が必要。」とか「実際の交通量を今後調査せよ。」とか「市原警察署等で吟味する。」旨が記載されていた。現在の交通量調査の上再提出（上記イの市原市長に対しては却下。）としなければならないもので明らかな県警本部交通規制課長の職権濫用である。

エ ○○○○は、上記ウの同意があったとして、公印のない令和2年6月19日付公委（交規）第77号を添付した○○○○の都市計画法の開発行為の許可の申請を行い、市原市長は許可をした。

オ 市原市長と○○○○と交通規制課長が共謀し、不法行為をしていた。

(2) 原処分は上記(1)の不法行為を隠ぺいするための時間かせぎで、裁決がでるまでに相当の時間がかかるため、裁決までに違法な都市計画法の開発行為の完了をさ

せるためのもので取消しが必要である。

第4 実施機関の弁明要旨

1 対象文書の特定

実施機関において、審査請求人が開示請求を求める、「R2. 5. 12付市土管第571号「〇〇〇〇地先交差点改良計画の意見紹介の添付書類の誤記を指摘した書類」の有無を検索した結果、市原警察署が、「〇〇〇〇地先交差点改良計画について（副申）」を保有していたことから、同文書を対象文書と特定した。

2 対象文書

- (1) 千葉県内の道路を管理する道路管理者は、道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2第1項の規定により、道路の改築等に際し、千葉県公安委員会宛に意見照会を行うところ、審査請求人が求める「〇〇〇〇地先交差点改良計画」は、区画線の変更、道路の交差点部分の改築等を伴うことから、当該意見照会の対象になり得るものである。
- (2) その過程において、道路計画担当者と警察担当者（警察署においては道路交通行政を所管する交通課の担当者）による上記（1）に関する協議が行われることとなるが、これは意見照会書を作成するために事前に意見調整を行うための非公開の協議（以下「道路協議」という。）であること、その後に正式な文書として提出されることを理由として、千葉県警察では道路協議に使用した資料等を保管し管理する規定は設けていない。
- (3) 一連の道路協議が終了した後、道路計画の要旨、道路計画図面、道路協議議事録等が添付された道路計画に関する正式な意見照会書が所轄警察署長を経由して千葉県公安委員会委員長宛てに送付され、同委員長が文書で回答しているものであり、同文書については、保存期間を5年と定めて所轄警察署交通課で管理していることから、対象文書は、千葉県情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書に該当することとなる。

3 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件決定の取消しを求めていることから、本件決定の是非について検討を実施した。

(1) 上記第3 2 (1) について

審査請求人は、開示請求において、誰が、誰に対して、また、どのような誤記を

指摘した文書であるのか、具体的に申し立てていないため判然としないところ、審査請求人が求める「R2. 5. 12付市土管第571号〇〇〇〇地先交差点改良計画」について、実施機関が検索した結果、同請求当時、保有していた文書は対象文書のみであったことから、その特定に何ら誤りは認められない。

(2) 上記第3 2 (2) について

審査請求人は、本件決定にいかなる虚偽があったのか具体的に申し立てていないが、対象文書に虚偽記載があったか否かは、本件決定の開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る行政文書

審査請求人は、本件決定について、上記第3 2のとおり主張する。これに対して、実施機関は、上記第2 3及び4のとおり本件請求に係る行政文書として、本件対象文書を特定し本件決定を行った。そこで、実施機関の本件請求に係る行政文書の保有について、次のとおり検討する。

(1) 本件対象文書について

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、起案用紙（署長決裁用）、送付書（令和2年5月18日付け市原交発第144号）及び「〇〇〇〇地先交差点改良計画」について（照会）（令和2年5月12付け市土管第571号。以下「本件照会文書」という。）で構成されている。

本件照会文書は、上記第4 2のとおりであり、道路法第95条の2第1項の規定により、道路管理者が、道路に区画線を設け、道路の交差部分の改築を行おうとするときなどに、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴くための文書である。

起案用紙（署長決裁用）及び送付書は、本件照会文書について、市原警察署長が意見を参考のために添付して、千葉県警察本部交通部交通規制課長に進達するための文書である。

そして、本件請求の内容を確認したところ、上記第2 2のとおりであることから、本件請求は、本件照会文書について誤記を指摘した文書を請求しているものと

認められる。

そうすると、本件対象文書において道路管理者から提出された本件照会文書について誤記の指摘があるとするれば、起案用紙（署長決裁用）及び送付書に誤記を指摘する旨の記載があるものと考えられるところ、本件照会文書の欄外等に誤記を指摘する旨の記載があることも考えられる。

そこで、当審査会が、本件対象文書を見分したところ、本件照会文書について誤記を指摘する旨の記載は認められなかった。

したがって、本件対象文書は、本件照会文書について誤記を指摘した文書には該当しないことから、本件請求に係る行政文書とは認められない。

(2) 本件対象文書以外について

本件対象文書以外に本件請求に係る行政文書を保有している可能性も考えられるので、次のとおり検討する。

当審査会が事務局職員をして実施機関及び道路管理者に確認させたところ、本件対象文書について誤記を指摘する旨の記載をした文書を作成及び取得した事実はないとのことであった。

また、当該意見を聴いた後、実施機関が道路管理者に回答を行うことから、当該回答に係る文書を見分したところ、当該回答は本件請求の後に行われたものであり、当該文書に本件対象文書について誤記を指摘する旨の記載も認められなかった。

したがって、実施機関において本件請求に係る行政文書を保有しているとは認められない。

(3) 以上のことから、実施機関は、本件請求に対しては、本件請求に係る行政文書を保有していないとして不開示とすべきであったものであるが、本件対象文書のほかに特定すべき文書を保有していないという意味で、本件決定は結論において妥当である。

2 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

よって、実施機関の決定は、結論において妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 9月 9日	諮問書の受付
令和2年10月 1日	反論書の写しの受付
令和3年 9月28日	審議
令和3年10月29日	審議
令和3年11月26日	審議
令和3年12月20日	審議
令和4年 1月28日	審議
令和4年 2月25日	審議
令和4年 3月23日	審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月30日	審議
令和4年 6月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	
荘 司 久 雄	前城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)